平成30年1月30日 藤沢都心部再生·公共施設再整備 特別委員会 資料8

(平成30年1月25日差替版)

藤沢公民館・労働会館等複合施設建設事業の進捗状況について

藤沢公民館・労働会館等複合施設建設事業につきましては、藤沢市公共施設 再整備基本方針の考え方に基づき、平成26年度に基本構想を策定、平成27 年度に基本設計、平成28年度には実施設計及び工事請負契約の締結を行い、 適宜進捗状況について議会報告をしてきました。

今回は、工事の進捗状況及び現時点における管理運営等の検討状況や方向性、 今後のスケジュールについて報告するものです。

1 これまでの経過

藤沢公民館・労働会館等複合施設建設事業については、平成28年6月の 市議会定例会の議決を経て、鹿島建設株式会社と工事請負契約を締結し、実 施設計、旧労働会館の解体工事、解体工事に伴う山留工事及び土工事に着手 しました。

平成29年6月に実施設計完了後の工事請負変更契約の締結について議決を経て、許認可等の手続きが完了し、平成29年8月1日より新施設の建設工事に着手しており、現在、1階の躯体工事及び2階の鉄骨工事を進めているところです。

工事と並行して、藤沢地区をはじめとする市民の方々並びに藤沢公民館及び旧労働会館利用団体等へ工事の進捗状況の説明を行っています。また完成後の管理運営方法等について関係課によるワーキンググループ等において検討を進めています。

2 建設工事の進捗状況

工事全体の進捗状況については、平成29年12月末現在で27.39% となっており、平成31年2月の竣工に向けて計画どおり進んでいます。

また、工事請負業者協定に基づき、工事に関する情報提供や市のPR活動等を行うほか、市内経済の活性化を図る取組を行うこととなっており、市内経済活性化に関する提案の履行状況につきましては、目標額1億2千845万円に対し12月末現在で47.17%の6千59万円となっています。

なお、本建設工事を進めるにあたり、敷地に隣接する住民の方への説明会などを実施し、ご理解をいただくなかで進めております。今後につきましても、個別の説明を含めて、適切に対応していきます。

3 新施設の管理運営・利用方法等

新施設の管理運営や利用方法等に関する具体的方向性については、関係 課によるワーキンググループ等において検討を進めています。現在までの 検討状況は次のとおりです。

(1) 管理運営について

複合施設全体の電気・機械等設備保守、警備、清掃、駐車場、植栽管理等については指定管理者による一括管理とし、各施設の運営・事業実施については、それぞれの特性に応じ、表1に記載の内容で検討を進めています。

【表1】

No.	施設名	運営·事業実施主体	担当部		
1	藤沢公民館	指定管理者 ・施設の予約受付(貸室抽選会) ・鍵の管理 ・使用料等の管理 市(直営) ・公民館事業 ・サークル登録、支援 ・相談業務等	生涯学習部		
2	労働会館	指定管理者 ・施設の予約受付 ・鍵の管理 ・使用料等の管理 ・就労支援講座及び資格取得講座業務	経済部		
3	生涯学習活動推進室(新設)	市(直営)	· 牛涯学習部		
4	藤沢市民図書室	市(直営)	工涯子自即		
5	藤沢西部地域包括支援センター	民間事業者による運営(業務委託)			
6	地域生活支援センター おあしす	民間事業者による運営(業務委託・補助金)	福祉健康部		
7	藤沢西部地区ボランティアセンター	民間事業者による運営(補助金)			
8	藤沢子どもの家	指定管理者	フじナキ小左切		
9	放課後児童クラブ(新設)	民間事業者による運営(負担金)	- 子ども青少年部 		

(2) 利用方法について

ア 貸出対象となる諸室

【表2】

所管	階	諸室名(仮称)									
	1	多目的室1									
		201会議室									
		202会議室									
	2	203会議室									
藤沢公民館	4	204会議室									
旅八五八品		和室									
		多目的交流ホール(体育室)									
	3	保育室									
	4	多目的室3									
		調理室									
	1	ホール									
		多目的室2									
	2	205会議室									
労働会館		206会議室									
		207会議室									
		208会議室									
	4	401会議室									

- ※藤沢公民館の談話室、労働会館の会議室は、共用化し効率的な利用を 図るため、名称を「会議室」で統一予定。
- ※諸室の名称として、会議室名称の前に階層を表示しわかりやすくする もの。

イ 申込方法について

公民館については、現在と同様、使用日の2ヶ月前の初日に抽選会を行い、その後、来館及びインターネットによる申込をする方法を継続します。 労働会館については、申込開始日を使用日の2ヶ月前の初日とし、来館に加えて新たにインターネットによる申込方法を導入する予定です。

また、公民館・労働会館双方の利用希望者が諸室の予約や空き状況を確認できるようにし、一定の期間を経過した後は、すべての諸室の利用申込が可能となる予定です。これにより、利用者全体の利便性が向上するものと考えます。

【図1】 (労働会館ホールを除く)

47.4	代中	+ >+	前々	月	前月	使用月							
申込者	貸室	方法	初日	15日	初日								
		来館	初日は抽選会を実施。抽選会										
	公民館												
公民館 登録団体		インターネット											
	労働会館	来館・ インター ネット					使用日						
	申込方法は従来の来館に加えて、インターネットによる申込方法も導入												
労働会館 登録者・	労働会館	来館•											
団体	公民館	インターネット											

ウ 貸室使用料等について

貸室の使用料については、他の公民館や市民センターとの均衡や面積按分による公共料金の算出方法により検討を進め、また、労働会館については従前の使用料との均衡も図りながら、それぞれの利用目的に応じた料金設定で検討を進めています。

また、貸室使用時間枠については、公民館の時間枠(9時から19時までは2時間、19時から22時までは3時間)に統一する予定です。

(3) 駐車場について

駐車場については、施設利用者が適正かつ公平に利用できるよう、有料とし、近隣の駐車場料金を参考に料金設定を行い、施設利用者には減免の対応を図っていきます。

(4) 新施設の正式名称・愛称について

ア 正式名称

複合化する施設、機能を踏まえた名称として、検討を進めています。

イ 愛称

施設の愛称については、平成30年7月頃に公募し、応募された案の中から選考委員会により決定する予定です。

4 今後のスケジュール

平成30年

5月 指定管理者審査選定委員会の開催

6月 市議会6月定例会に関係条例議案を上程

(複合施設設置条例の制定、労働会館条例の改正、公民

館条例等の改正)

7月~8月 指定管理者公募

8月 指定管理者審査選定委員会の開催

12月 市議会12月定例会に指定管理者指定議案を上程

平成31年

4月 指定管理者との協定締結・供用開始

【図2】

	新施設供用開始までの 各スケジュール	平成29年度			平成30年度											平成31年度	
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4
	躯体工事 (新築)			l	1		\Longrightarrow										
ı	仕上げ工事														\Longrightarrow		
事	外構工事													\Rightarrow			
	新設スロープ使用											ı					\Longrightarrow
	指定管理者審査選定委員会						\rightarrow										
	(選定方法・審査基準等審議)	*************************															***************************************
	関係条例議案を上程						*										
	指定管理者公募								→								
理 運	指定管理者審査選定委員会(選考)								*								
226	指定管理者指定議案を上程												*				
	愛称募集	***************************************								\Rightarrow							
	愛称決定										*						
	指定管理者との協定締結・供用開始																

以上